

エコ・ハウス

(上田クリーンセンター内)

# みて!みて!きて!

## ミニ情報



### 心新たに

あけましておめでとうございます。

年末年始のごみ出しはどうでしたか?分別は大丈夫ですか?

地球の温暖化が進み氷河が溶けて、近い将来水没してしまう国がある。そんな記事を目にすることが多くなりました。私たちの大切な子孫は、生きのびることができるでしょうか?

今、私たちにできること。

大切な資源を無駄にせず、リサイクルできるものをしっかり分別、トレーなどは洗って店にもどし、その他の容器包装プラスチックごみもきれいにして「リサイクルできるプラスチックごみ」の袋に入れて出すことで、よいリサイクル商品に生まれ変わります。生ごみは、コンポスターやぱっくんなどを使って堆肥化し、畑や花壇に肥料として使い、「燃やせるごみ」の袋には入れないようにする。

ほんの小さな努力です。未来のため、健康な環境を作っていくしましょう。新しい年の始まりです。心引き締めエコしましょう。



このミニ情報のカレンダーにて毎月館内で行われる催しをお知らせいたします。催し物がない日でも、気楽にお出かけください。良い情報交換ができると思います。

**《わくわくワーク》**ここで言うボランティアの活動をわくわくワークといいます。毎週月曜日と、木曜日 10時~4時、わくわく工房にて行っています。

**ボランティア随時募集しています。**

#### 修理工房よりお知らせ

庖丁とぎ・・・毎週水曜日 午後1時より午後3時まで  
一人1本(無料)(1月2日、9日はお休みします)

環境に配慮したグリーン購入のお手伝いとして、エコ文具の販売、ペットボトルからつくったネクタイの販売と、手づくりのリサイクル品、布ぞうり、袋物、さき織り製品等の販売。

発行者 「エコ・サポート21」

エコ・ハウス(天神3丁目1番31号)

電話 23-5144

### 平成20年1月カレンダー

1	火	休館日(元日)
2	水	休館日
3	木	休館日
4	金	休館日
5	土	休館日
6	日	休館日
7	月	
8	火	
9	水	
10	木	
11	金	
12	土	休館日
13	日	休館日
14	月	休館日(成人の日)
15	火	
16	水	
17	木	
18	金	
19	土	休館日
20	日	休館日
21	月	
22	火	
23	水	
24	木	
25	金	
26	土	休館日
27	日	休館日
28	月	
29	火	
30	水	
31	木	

## さあ！出かけましょう エコ・ハウスへ

### 地域をまわってみて一言

燃やせるごみの袋に落ち葉を入れ、無記名のまま、2袋集積所に出してあるのを見かけました。コンポスターなどを利用して堆肥にしたなら、畑に使えるし、ごみも減るのに、と残念に思いました。

ごみを出す時は、ルールを守り、きっちりと分別し、できるだけごみを減らす努力をしたいものです。



### 体験コーナー

空き缶のリサイクル  
牛乳パックのリサイクル  
少しの時間で作れる物が  
あります。

生ごみの堆肥化とごみ減量  
わかりやすく、すぐ実行で  
きるごみ減量法をアドバイ  
スいたします。

### 食品リサイクル法は、こう変わった！

食品リサイクル法及び同法の基本方針、政省令の改正によって、食品リサイクル制度が強化されました。この法律は2001年に施行され、5年間は猶予期間的に緩やかな制度として運用されていました。今回の改正により、ようやくすべての食品関連業者が取り組まなければいけないという方向で改正されます。

改正点の1つは、今までは、すべての事業者が一律で再生利用等の実施率20%を目指すことになっていましたが、改正後は2007年度を基準として、再生利用等の実施率が20%以上50%未満の企業であれば、毎年2%ずつ、50%以上80%未満の企業でしたら毎年1%ずつというように、実施状況に応じて個々に1年ごとの目標値が設定されることになり、かなり厳しく改正されました。

また、業種別の目標値も新たに設定されました。

食品製造業・・・85%（81%） 食品小売業・・・45%（31%） 食品卸売業・・・70%（61%）

外食産業・・・40%（21%） （ ）内は2005年度統計実績。上記の数値目標を、2012年度までに業種別に達成する事を目標とする。

さらに、食品廃棄物の年間発生量が100t以上の多量排出事業者に定期報告が義務化されました。例えばコンビニエンスストアのようなフランチャイズチェーン事業者も、それぞれの加盟店からは少量多種多様な廃棄物が出るので、一括処理するシステムを導入し、本部が多量廃棄物排出事業者として適用を受けると、実施状況等、定期報告の義務を負うことになります。

この辺が大きく変わったところではないでしょうか。

一般家庭だけでは限界がありますが、事業系の生ごみが再生利用されると、それぞれの地域のごみが減量に向けて動き出すのではないのでしょうか。

しっかり食品リサイクル法が運用されることを望みます。



#### 申し込み、問い合わせ先

「エコ・ハウス」（上田クリーンセンター内） 上田市天神 3-11-31 23-5144

エコ・サポート21ホームページ <http://ecosupport21.web.infoseek.co.jp/index.html>